

社援施第 49 号  
老計第 55 号  
平成 12 年 12 月 19 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中核市

厚生省社会・援護局施設人材課長

厚生省老人保健福祉局計画課長

「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等  
会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について

社会福祉法人が指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護及び指定通所介護等の介護保険事業を行う場合の会計処理に関する取扱いについては、社会福祉法人の事務負担の軽減を図るとともに、当面の決算を円滑に行うことが出来るようにする観点から、特例措置として次のように取り扱って差し支えないこととしたので、了知の上管内関係法人に周知願いたい。

なお、本通知に伴い、平成 12 年 4 月 19 日及び平成 12 年 8 月 31 日付の事務連絡は廃止する。

## 第 1 用語の定義

- 1 「会計基準」とは、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に基づく「社会福祉法人会計基準」をいう。

- 2 「指導指針」とは、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局計画課長通知)に基づく「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」をいう。
- 3 「繰越金取扱通知」とは、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)をいう。

## 第2 社会福祉法に基づき作成すべき書類及び現況報告について

- 1 指導指針の適用を受ける介護保険事業について、指導指針に基づいて作成された計算書類は、特例的に会計基準の運用の一形態とみなすこととし、社会福祉法第44条第2項の規定に基づき作成しなければならない書類及び同法施行規則第9条第3項に基づく現況報告に添付すべき書類については、指導指針に基づき作成した書類をもって代えることとして差し支えない。  
なお、この場合、指導指針に規定する「収支計算書」を「資金収支計算書」に、「事業活動計算書」を「事業活動収支計算書」に読み替えるものとする。
- 2 したがって、指導指針に基づき会計処理を行った社会福祉法人にあっては、会計基準に基づく計算書類の作成を省略して差し支えない。
- 3 一方、会計基準に基づき会計処理を行っている社会福祉法人にあっては、指導指針に基づく計算書類の作成を省略して差し支えない。
- 4 すなわち、いずれの方式により会計処理をするかについては、各社会福祉法人が事業運営の実態等を勘案して選択することを認めることとするものである。なお、計算書類には、いずれの方式を採用したかを注記する必要があること。

## 第3 会計基準及び指導指針の弾力的運用について

- 1 会計基準に基づく仕訳をした場合と指導指針に基づく仕訳をした場合とでは、勘定科目の設定及び表示区分に相違点が生じる他に、当期繰越活動収支差額に差異が生じる場合がある。
- 2 いずれの方式によっても、社会福祉法人の事業運営の実態を勘案した運用を可能とするため、次のような弾力的取扱いを認めることとするが、必要に応じて計上額の算定根拠を計算書類に注記する必要があること。

## (1) 会計単位について

### ア 社会福祉法人全体の状況把握について

指導指針に基づく会計処理を行った場合は、いわゆる事業拠点（指導指針第2の1の「会計の区分」をいう。）ごとに計算書類が作成されることとなるが、複数の事業拠点を有する社会福祉法人又は介護保険事業の他に措置費支弁施設を運営している社会福祉法人であって、当該法人が自ら社会福祉事業全体の経営状況を評価分析するため、法人全体の資産、負債等の状況を把握しようとする場合は、適宜、必要に応じて工夫した総括表に類する書類を作成することをもって対応されたい。

### イ 主たる事業と一体的に運営される事業の会計処理について

会計基準及び指導指針のいずれの場合であっても、指定居宅介護支援事業、指定訪問入浴介護事業等や生きがい活動支援通所事業、配食サービス、移送サービス、リハビリやデイケアを内容とする高齢者の健康を増進する事業のような、事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために一体的に実施される事業を社会福祉事業たる介護保険事業と併せて実施している場合は、事務負担軽減の観点から、定款の記載の有無にかかわらず、当該社会福祉事業と合わせて実施される事業を一体的に処理して差し支えない。

この場合であっても、介護保険事業を実施する事業活動体としては、それぞれの事業の収支分析を行う観点から、セグメント等によりその内容を明らかにしておく必要があること。

なお、市町村等からの委託事業であっても、委託者が上記内訳表示をもって容認する場合は、同様に取り扱って差し支えない。

## (2) 事業別内訳等について

### ア 指定短期入所生活介護事業の特例について

いわゆる空きベッド活用方式による指定短期入所生活介護事業については、介護保険法に基づく基準により配置すべき職員の数を算定するに当たって、当該事業の利用者を指定介護老人福祉施設の入所者とみなして取り扱うこととされているところである。

したがって、この形態による事業については、指定介護老人福祉施設に含めて会計処理して差し支えないこととする。この場合、会計基準における経理区

分又は指導指針におけるセグメント表示は不要とする。

イ 主として介護保険事業のみを実施する社会福祉法人の場合の本部経費について指導指針に基づく会計処理を行う社会福祉法人であっては、このような事業形態にある法人の場合は、法人本部に係る経費についても指導指針第2の9の(2)の規定にかかわらず計上して差し支えない。

なお、本部に係る経費について区分を必要とする社会福祉法人にあっては、指導指針の別紙3の介護サービス事業別事業活動計算書に「本部」欄を追加して差し支えない。

### (3) 資金の使途について

ア 平成12年度以降における介護報酬を主たる財源とする施設等の資金運用については、繰越金取扱通知の第2の(2)の規定により、原則として資金の使途制限を設けないとしつつも、一方、社会福祉法第26条の規定等の趣旨にかんがみ、指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできないとしているところである。

(ア) 特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業（介護保険法に定める指定居宅サービス事業及び指定居宅介護支援事業を除く。以下同じ。）及び収益事業に要する経費

(イ) 特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人外への資金の流出（貸付を含む。）に属する経費

(ウ) 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

イ (1)のイにより主たる事業と一体的に運営される事業の会計処理についての取扱いを示したことに伴い、それに該当するような事業形態にある社会福祉法人にあっては、アの(ア)にかかわらず介護保険事業の運営に支障を及ぼさない範囲において、介護報酬を主たる財源とする施設等の資金を当該事業に充てることは差し支えないこととする。

### (4) 勘定科目について

ア 会計基準においては、中区分の科目について、適宜追加又は省略することができ、また必要に応じて細分することもできるとされている。

イ したがって、会計基準の各計算書の中区分のうち、例えば、介護保険収入については、指導指針の各計算書の勘定科目を活用できるように置き換えて、中

区分又は小区分の科目を設ける等適宜補正できるものであること。

なお、会計基準と指導指針の勘定科目との対比については、別紙1を参照されたい。

ウ 一方、指導指針においては、科目の変更に関する規定はないが、一切変更を認めないという趣旨ではないので、必要に応じて追加又は細分化の変更をして差し支えないが、科目を削除することは原則として認められない。

エ 会計基準において、授産施設等との資金異動も想定されることから、会計単位間の資金異動を処理するための「会計単位間繰入金支出」を大区分の勘定科目として設け、資金収支計算書の経常活動による収支の支出欄（資金収支予定内訳表及び資金収支決算内訳表も同様とする。）に、また、事業活動収支計算書の事業活動外収支の部の支出欄（事業活動収支内訳表も同様とする。）に新たに加えても差し支えない。

#### (5) 減価償却について

減価償却制度は、建物等の資産価値を適正に評価・表示するために導入したものであり、会計基準及び指導指針のいずれの場合であっても、各社会福祉法人において費用配分の合理性を考慮した上、減価償却資産の種類等を勘案し、その方法（定額法又は定率法）を選択して差し支えない。

ただし、無形固定資産（コンピュータソフト等）については定額法に限るものとする。

#### (6) 減価償却の残存価額について

会計基準及び指導指針のいずれの場合であっても、償却資産の残存価額の設定は原則10%とするが、耐用年数到来時以後においても使用している有形固定資産については、各社会福祉法人において資産の種類、使用実態等を勘案し、備忘価額（1円）までの減価償却を行うかどうかを選択して差し支えない。

なお、無形固定資産については残存価額は当初から0とする。

#### (7) 国庫補助金等特別積立金取崩額について

会計基準による処理方法及び指導指針による処理方法のいずれも妥当なものとして認めることとするので、いずれを選択しても差し支えないものとする。

なお、指導指針の方法による処理の結果を会計基準の計算書類の計上額とする場合又は会計基準の方法による処理の結果を指導指針の計算書類の計上額とする

場合は、計算書類にその旨を注記すること。

(8) 引当金について

指導指針においても、各社会福祉法人の運営施設の建物の実態を勘案し、会計基準と同様に「その他の引当金」に修繕引当金を計上しても差し支えない。

(9) 国庫補助金等特別積立金における借入金元金償還補助金及び移行時の基本金額の取扱いについて

会計基準による処理方法及び指導指針による処理方法のいずれも妥当なものとして認めることとするので、各社会福祉法人が処理のための基礎資料及び事務体制等の状況を勘案し、いずれを選択しても差し支えないものとする。

なお、指導指針の方法による処理の結果を会計基準の計算書類の計上額とする場合又は会計基準の方法による処理の結果を指導指針の計算書類の計上額とする場合は、計算書類にその旨を注記すること。

(10) 会計基準の適用範囲の例示について

社会福祉法人が実施する社会福祉事業に対する会計基準等の適用関係については、別紙 2 を参照されたい。

(11) 指導指針の適用範囲の例示について

介護保険事業に対する指導指針の適用関係については別紙 3 を参照されたい。

#### 第 4 その他

本通知に係る疑義等については、都道府県等を通じて厚生省老人保健福祉局計画課に照会されたい。

なお、疑義回答については、必要に応じて全都道府県等に周知を図ることとする。